

愛南町立船越小学校いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、愛南町立船越小学校の全ての児童が、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」の根絶を目指して作成したものである。

1 いじめについての基本的な理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合であっても、いじめとして学校いじめ対策組織へ情報共有する。

個々の行為がいじめに当たるかどうかは、**いじめられた児童生徒の立場に立ってとらえる**ことが必要で、**表面的・形式的に判断しない**ように注意しなければならない。また、**いじめの認知は、特定の教職員で行うのではなく、組織で行わなければならない。**

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有するとともに、得た情報は必ず迅速に報告する。また、いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童に対して、全教職員でいじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を示す。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

（１）校内いじめ対策委員会

極小規模校である本校の実態から、全教職員でいじめ防止対策、及びいじめの措置のために組織し、全ての事案に対応する。また、学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているか点検し、必要に応じて見直す。

（２）いじめ対策委員会

校内いじめ対策委員会に学校関係者評価委員やＰＴＡ役員、愛南町子ども支援センター所員等を加え、いじめ防止対策やいじめの措置のために組織する。校内いじめ対策委員会の防止対策や措置について検討する。

（３）子どもをみつめる会

毎月１～２回の校内研修会において、全校児童についての現状や指導についての情報交換、及び共通理解や共通認識に基づいた共通行動について話し合う。

4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組（別表）

5 重大事態への対処

- （１）いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間学校欠席を余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合には、速やかに愛南町教育委員会に報告して児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったとの申し出があった場合にも同様とする。
- （２）いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、愛南警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに愛南警察署に通報し援助を求める。

- (3) マスコミ対応を行う場合は、誠意をもって、確実な事実のみを話す。何が分かっており、何が不明なのか、学校としてどうしようとしているのかなど、整理して説明する。児童が混乱を起こさないこと、個人のプライバシーを守ること、保護者に学校不信をいだかせないこと、等に留意する。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合には、被害児童側、加害児童側の保護者に事実関係を伝え、被害児童とその保護者に対する支援や、加害児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める時には、いじめを受けた児童の保護を第一に考え懲戒を加えることがある。その際には、加害児童が自分自身の行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう配慮しながら指導を行う。出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童の立ち直りを支援する。

8 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を教育委員会に報告し、ホームページ上にも公開する。

<別表>いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

			児童へ直接かかわる取組	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			○ 人権教育の充実（道徳・特活） ○ 正しい判断力の育成（道徳・特活） ○ 心を育てる体験活動の充実（部・経・部） ○ 支持的風土の高い学級づくり ○ 自主的な研修	○ 生活の様々な機会を通した善悪の判断の育成 ○ ゲームやインターネット、携帯電話等のルール作り ○ 自他の物の区別、大切にする心の育成 ○ 家庭・地域での様々な体験 ○ 研修会等への積極的な参加
いじめの早期発見			○ 全職員での観察と声掛け、毎日の情報交換 ○ 仲良しアンケート、教育相談、子どもをみつめる会による情報収集と情報交換 ○ 持ち物へのいたずらや紛失があった際の即時対応	○ 毎日の子どもとの会話 ○ 服装の汚れや乱れ、けがのチェック ○ 子どもの持ち物への注意 ○ 心配事は、即学級担任へ連絡すること
いじめの 早期対応	暴力を 伴う いじめ	被害児童側	○ 本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害の把握、迅速な初期対応 ○ 教師の目の届かない機会を作らない体制作り ○ いじめの原因や背景の徹底的な調査と根本的な解決	○ 守り抜く強い姿勢を子どもに見せること、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○ 問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		加害児童側	○ 事実確認と、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で、いじめを阻止する指導 ○ いじめの原因や背景の徹底的な調査と根本的な解決 ○ 関係機関（愛南警察署、南予子ども・女性支援センター等）との連携	○ いじめられた児童を守る学校の対応への理解 ○ 冷静な事実確認と子どもの言い分を聞くこと ○ 被害児童とその保護者に対する適切な対応（謝罪等）
	暴力を 伴わない いじめ	被害児童側	○ 本人や周囲からの聞き取りによる精神的な被害の把握、迅速な初期対応 ○ 教師の目の届かない機会を作らない体制作り ○ いじめの原因や背景の徹底的な調査と根本的な解決	○ 守り抜く強い姿勢を子どもに見せること、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○ 問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		加害児童側	○ 事実確認と、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で、いじめを阻止する指導 ○ いじめの原因や背景の徹底的な調査と根本的な解決 ○ 関係機関（愛南町子ども支援センター、南予子ども・女性支援センター等）との連携	○ いじめられた児童を守る学校の対応への理解 ○ 冷静な事実確認と子どもの言い分を聞くこと ○ 被害児童とその保護者に対する適切な対応（謝罪等）
	行為が 分かり にくい いじめ	被害児童側	○ 苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守ること」の約束 ○ 本人や周囲からの聞き取りによる、辛さの的確な把握と迅速な初期対応 ○ いじめの原因や背景の徹底的な調査と根本的な解決	○ 守り抜く強い姿勢を子どもに見せること、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○ 問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		加害児童側	○ 事実確認と、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で、いじめを阻止する指導 ○ いじめの原因や背景の徹底的な調査と根本的な解決 ○ 関係機関（愛南町子ども支援センター、南予子ども・女性支援センター等）との連携	○ いじめられた児童を守る学校の対応への理解 ○ 冷静な事実確認と子どもの言い分を聞くこと ○ 被害児童とその保護者に対する適切な対応（謝罪等）
	直接関係のない児童		○ いじめを見て見ぬ振りすることは、是認の観衆、黙認の傍観者としての存在であり、いじめに加担することと同じであることの指導 ○ いじめられた児童の苦しさの理解 ○ 自分の意思で人間として正しい行動を取ることの大切さの指導	○ いじめに気付いた場合、傍観者とならない指導 ○ どんな場合でもいじめの側や傍観者にならないことの指導

Ⅱ 家庭や地域との連携

各家庭での取組	○ 子どもに関心をもち、精神的な不満や寂しさ、ストレスなどに気付くことができるような啓発 ○ 「叱ることのできる親」、「ほめることのできる親」を目指す実践啓蒙 ○ ゲームやインターネット、携帯電話等使用に関するルール作り
地域での取組	○ 子どもたちへの積極的なあいさつと声掛け、学校への連絡の依頼 ○ 子どもたちを「地域の宝」として育てる意識をもって見守っていただくことの依頼

Ⅲ 具体的な情報収集等の予定

子どもをみつめる会	毎月 1 ～ 2 回 随時
教育相談	随時（日常の関わりの中で）
仲良しアンケート	6 月 1 1 月
個人懇談会	7 月 1 2 月 3 月
学校運営協議会 （児童をまもり育てる協議会） （いじめ対策委員会）	4 月 6 月 8 月 1 月